

# 生涯学習関連公共施設ご利用の手続き方法

R6.9.1

## I 基本的な手続きの流れ



## II 各施設ごとの手続き一覧

◆詳細は、利用予定施設へお問い合わせください。  
◆各施設の休館日には下記の各種窓口手続きはできません。

### ☆ 文化施設の場合 ※柿安シティホール（桑名市民会館）を除く

施設区分 手続き	①光精工コミュニティプラザ（文化ホール、文化ホール以外） ②スター21 ③陽だまりの丘生涯学習交流センター「ぼかぼか」 ④パブリックセンター ⑤まちづくり拠点施設 ⑥漁業交流センター ⑦長島ふれあい学習館 ⑧くわなメディアライブ多目的ホール、調理実習室
利用者ID登録	・パソコン、スマホ等から施設予約システムにアクセスし <b>仮登録</b> → 利用予定施設窓口で <b>本登録</b>
抽選仮予約申請期間	・利用希望日の7ヶ月前の月の1日から19日まで ※パソコン、スマホ等からの申請は、桑名市HP:公共施設予約システムから ※窓口での申請は、利用予定施設の受付窓口で【注：窓口申請は1月のみ4日から】
抽選日	・利用希望日の7ヶ月前の月の20日
抽選月の翌月からの申込	☆ <b>パソコン、スマホからの申込</b> 【桑名市HP:公共施設予約システムによる仮予約】 ・利用希望日の6ヶ月前の月の1日から利用希望日の10日前まで 【注：抽選日からその月の末日までは仮予約申請不可】 ☆ <b>施設窓口での申込</b> ・利用希望日の6ヶ月前の1日（1月は4日）から ①の施設のうち文化ホールの場合 利用希望日の10日前まで【注：その後は予約申請不可】 ①の施設のうち文化ホール以外と②③の施設の場合 利用希望日まで【注：ただし、9日前からは本予約申請のみ、利用希望日の2日前までにID登録済みのこと】 ④⑤⑥⑦の施設の場合 利用希望日の3日前まで【注：ただし、9日前～3日前の期間は本予約申請のみ、その後は予約申請不可】 ⑧の施設の場合 利用希望日まで【注：ただし、9日前からは本予約申請のみ】
使用料の支払期日 (本予約以外)	●抽選で利用が決定した（「仮予約」となった）場合 ・利用が決定した日から同月末日までに、利用施設の窓口で支払い ◆使用料支払い後、 <b>本予約</b> となります
	●抽選後の先着順仮予約申請をした（「仮予約」した）場合 ・仮予約日から10日以内に利用施設の窓口で支払い ただし ①の施設のうち文化ホール以外と②③の施設の場合 利用希望日の2日前まで ④⑤⑥⑦の施設の場合 利用希望日の3日前まで ⑧の施設の場合 利用希望日まで ◆使用料支払い後、 <b>本予約</b> となります
その他	・次の施設には利用の制限があります ①②③⑥の施設 同一人は、7日以上継続利用できません。 ⑦の施設 同一人は、6日以上継続利用できません。 ⑧の施設 同一人は、5日以上継続利用できません。 ・仮予約は、月5回まで（一部施設を除く）

